

(参考1) キャリアコンサルタント登録制度の概要

- キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、企業、需給調整機関、教育機関等の幅広い分野で活躍。
- 平成28年4月1日より、キャリアコンサルタントを登録制の名称独占資格とし、5年ごとの講習受講による資格更新制度、守秘義務・信用失墜行為の禁止等の規定と相まって、その質を担保し、労働者等が安心して職業に関する相談を行うことのできる環境を整備。

(キャリアコンサルタント登録制度の概要)

登録試験機関(※1)が行う
キャリアコンサルタント試験

- (受験要件)
- ・大臣認定の養成講習(※2)の受講
 - ・キャリアコンサルティングに関する3年以上の実務経験



指定登録機関(※3)による登録

「キャリアコンサルタント」資格
(名称独占)の付与



守秘義務、信用失墜行為の禁止



5年毎
の更新

大臣指定の更新講習
(※4)の受講

- 知識・技能の維持を図るため、
- ・知識講習8時間以上
 - ・技能講習30時間以上
- を受講
(一部免除措置等あり)

労働者等に対するキャリアコンサルティングを実施



労働者等のキャリア形成を支援

※1 平成28年4月1日現在、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会及び特定非営利活動法人日本キャリア開発協会の2機関を登録試験機関として登録。

※2 平成30年4月1日現在、19講習(17機関)を認定。

※3 特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会を指定登録機関として指定(1機関に限り指定可)。

※4 平成30年6月11日現在、知識講習19講習(12機関)、技能講習193講習(39機関)を指定。